

公益財団法人長岡京水資源対策基金
地下水保全活動助成金交付に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人長岡京水資源対策基金（以下「法人」という。）定款第3条の規定に基づき、長岡京市内において行われる地下水の保全及びかん養のための活動に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(助成活動)

第2条 助成金の交付の対象となる活動（以下「助成活動」という。）は、次に掲げる活動の範囲内とする。

- (1) 地下水の保全及びかん養に関する調査や研究活動
- (2) 地下水の保全及びかん養に関する情報や知識を広める活動
- (3) 地下水の保全及びかん養に関する活動への参加及び行動できる場を提供する活動
- (4) その他、この法人の目的達成のために必要と認める活動

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象となる団体等（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 10人以上の会員を有する団体であること。
 - (2) 団体としての意思決定により助成に係る活動を執行でき、確実に経理処理できること。
 - (3) 団体の本拠としての事務所又は事務を行う場所を長岡京市内に有し、長岡京市内で活動する団体であること。
 - (4) 規約を有していること。
 - (5) 代表者が明らかであること。
 - (6) 地方公共団体及び公益法人又は実質的にこれらの団体が運営する活動でないこと。
- 2 前項に掲げる要件を備える団体であっても、政治活動、宗教活動又は営利事業を目的とする団体は、助成対象としない。

(助成の対象となる経費等)

第4条 助成金交付の対象となる経費は、助成活動を行うために直接必要な経費（以下「助成対象経費」という。）とし、助成活動以外に転用できる備品等は対象外とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、備品購入費を助成対象経費として計上できるのは、本助成金の交付を初めて受けた年度から5年以内に限る。
- 3 助成対象者の経常的な経費及び飲食にかかる経費は対象とならない。

4 助成活動の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(助成基準)

第5条 助成金は、1助成対象者あたり単年度につき助成対象経費の2分の1以内の額とする。ただし、その額が20万円を超える場合は20万円を上限とする。

(交付の申請)

第6条 助成を受けようとする者は、助成金交付申請書(様式第1号)を、公益財団法人長岡京水資源対策基金理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。

2 前項の交付申請書の提出時期については、理事長が別に定める。

(助成金の交付決定)

第7条 理事長は、前条の申請があったときは、公益財団法人長岡京水資源対策基金助成金選考委員会の提案を受け、必要に応じ関係機関等からの意見聴取又は現地調査等を行い、理事会で事業採択の可否及び助成金額を決定するものとする。

2 理事が助成対象者と直接の利害関係があるときには、当該理事は事業採択の可否及び助成金額の決定に参加することができない。

3 理事長は、第1項の決定をしたときは、助成金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

4 理事長は、第1項の決定をする場合において必要と認めるときは、当該申請に係る事項に修正を加え、又は条件を付することができる。

第7条の2 交付決定を受けようとする団体は、助成金の交付決定前に活動を実施した場合は、助成金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に活動を実施しようとする場合において、事前着手届(様式第2号の2)を理事長に提出したときは、この限りでない。

(助成活動の内容の変更等)

第8条 助成金の交付決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、助成活動の内容を変更又は中止しようとするときは、助成活動(変更・中止)承認申請書(様式第3号)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、内容の変更が軽微なものについてはこの限りではない。

2 理事長は、前項の承認をする場合において必要と認めるときは、助成金の交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(実績報告等)

第9条 助成事業者は、助成活動の完了の日から30日以内若しくは当該年度の末日のいずれか早い日までに、助成活動実績報告書(様式第4号)及び助成金交付請求書(様式第5号)を、理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第10条 理事長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、当該書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、助成活動が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条

件に適合すると認めるときは、助成金を交付するものとする。

(前金払)

第11条 理事長は、助成活動の遂行上必要があると認めるときは、助成金の前払をすることができる。

2 助成事業者は、助成金の前払を受けようとするときは、前金払請求書(様式第6号)を、理事長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し及び助成金の返還等)

第12条 助成事業者が次の各号のいずれかに該当した場合には、理事長は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) その他、助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 前項により、助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、理事長は、当該助成事業者に対して期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 第11条の規定により助成金の前金払をした場合において、前金払の金額が実績報告に基づく必要な助成額を超えたときは、理事長は、当該助成事業者に対して、その差額の返還を命ずるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定並びに様式第1号その3は、令和6年度の助成金申請から適用する。